

事務所通信

澤口会計事務所

9月号 2014年 8月30日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@parkcity.ne.jp

税理士 澤口 豊

<ふるさと納税(寄付金)～急増しています～>

昨年のふるさと納税は4万5,292件、総額は12億6,167万円、平成24年と比較し、件数は2.8倍、総額は6%(7,253万円)増加しました。知名度の高まり、特産品の充実が影響しています。約8割の都道府県がクレジット決済を導入していますが市区町村では1割未満です。コンビニ決済など決済方法の多様化が今後の課題でしょうか。

当方も平成20年の導入当初からふるさと納税をしていますが、特産品の選択肢の増加は嬉しい限りです。特産品を一覧で紹介するHPもありとても便利です。

今年のトピックは船橋市の背に腹は代えられないとばかりの、非公認キャラ「ふなっしー」を使用したクリアファイルを特産品としたことです。「ふなっしー」効果によりわずか1カ月で約439万円、8/17時点で1,022万円の寄付金が寄せられ過去6年の年間最高額(233万円)を大幅に上回っています。取りあえず入手してみましたが、ふなっしーだけでなく船橋市公認キャラの「目利き番頭、船えもん」も印刷されています。のび太のできそこないみたいな余計なキャラを載せないで欲しいと船橋市にメールしたところ、船橋市の公認宣伝キャラなので暖かく見守ってねとの回答が届きました。

当方、今まで魚系が多かったのですが今年はフルーツねらい、夕張メロンをおいしくいただきました。



大人食いしてしまいました

特産品は所得税の課税対象です。ただし、所得区分は一時所得のため1年間の合計額が50万円以下であれば所得は発生しません。なお他に一時所得、例えば生命保険の満期金がある場合は保険について計算した所得(満期金－払込掛金)と合計して50万円の判定をしなければなりません。合計額が50万円を超える場合は申告の検討が必要です。ちなみに宮崎県三股町は300万円の寄付に対して宮崎牛1頭分の肉(約370キロ、200万円相当)を贈っているのですがこの場合は申告、納税が必要です。限定3頭、受付開始直後に申し込み殺到で終了しました。

2千円の負担でそれ以上の価値のある特産品を手にできるのがふるさと納税の魅力です。例えば3万円を寄付、2万8千円は所得税・住民税の減税、差引2千円の負担。手にした特産品の価値が1万円であれば差引8千円得したことになります。

減税効果により得をすることになるので納税額がなければ単に3万円で1万円の特産品を手にしたことになり2万円の損失になります。また課税所得、納税額により上限があるのでその年の課税所得、納税額を予測して寄付額を決定する必要があります。

寄付した場合に控除される税額の計算式は以下の通りです。

(1)所得税

(寄付金額 － 2,000円) × 適用税率 (所得に応じて5.105%～40.84%)

(2)住民税

①基本控除額 (寄付金額 － 2,000円) × 10%

②特別控除額 (寄付金額 － 2,000円) × (90% － 所得税の適用税率(上記))

※住民税所得割額の10%を限度

③ ① + ②

確定申告をしなければ税額控除の適用は受けられません。自治体から届く寄付金受領書を添付して申告する必要があります。確定申告の受け付けは2/16からですが、還付申告の場合は1月から受け付けています。サラリーマンであれば早めの申告、還付が可能です。

政府は来年から上限額を2倍にする方針ですので、もらえる特産品の額も倍増することになります。

<税制改正～消費税の簡易課税、不動産業のみなし仕入れ率は40%に～>

会社や個人事業者は原則として消費税の納税義務者です。ただし、基準期間(法人は前々期、個人は前々年)の課税売上高(土地等の譲渡、医療費、住宅の貸付など非課税以外の売上高)が1,000万円以下であれば申告、納税が免除されます。なお前期(又は前年)の前半・半年分の課税売上高が1,000万円を超える場合は課税事業者となります(同期間の支払給与の合計額が1,000万円以下の場合は免税事業者となることができます)。

消費税の納税額は原則として「受け取った消費税」から「支払った消費税」を差し引いて算出します(一般課税方式)。なお基準期間の課税売上高が5千万円以下の場合、「支払った消費税」に代えて「受け取った消費税」にのみなし仕入れ率を乗じた額とすることができます(簡易課税方式)。小規模事業者の事務負担に配慮し「支払った消費税」の集計を割愛する計算方式です。どちらか有利な計算方式を選択して計算、申告することができます(ただし事前に選択が必要)。

みなし仕入率は業種に応じて以下のように定められています。

事業区分	業種	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業	70%
第4種事業	飲食店業	60%
第5種事業	サービス業	50%
第6種事業	不動産業	40%

不動産業は第5種事業(50%)でしたが第6種事業(新設・40%)になります(増税)。また金融業及び保険業が第4種事業から第5種事業に変更になります。

平成27年4月1日以後に開始する課税期間からの適用になります。

<厚生年金の保険料率が変わります>

平成26年9月分(10月納付分)から以下に変更になります。

17.120% → 17.474% (一般)

厚生年金は平成29年まで毎年0.354%ずつ上昇し、18.30%まで引き上げられます。

事業主、従業員それぞれの負担料率は2分の1の8.737%です。

健康保険もあわせた事業主、従業員それぞれの負担料率は、東京都の場合、14.582%(介護保険・該当)、13.722%(介護保険・非該当)です。

なお7月に提出した算定基礎届出に基づく定時決定(4月～6月に支払われた給与の平均額を9月からの新しい標準報酬月額にする)についての見直しも必要になります。

<9月の税務など>

- | | | |
|---------------------------------------|------|----------|
| ・8月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付 | 納付期限 | 9月10日(水) |
| ・7月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等) | 申告期限 | 9月30日(火) |
| ・1月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等) | 申告期限 | 9月30日(火) |
| ・消費税の年税額400万円超の1月、4月、10月
決算法人の中間申告 | 申告期限 | 9月30日(火) |
- ・社会保険の算定基礎届による社会保険料の徴収額の変更

<あしがき>

今年の夏休みは神宮球場で高校野球を見ながらビールを飲むぞ!と思ったものの何やかんやで
行けず仕舞い。そのままずるずる夏休みも終盤です。去年は夏休み気分を味わうべく狭山丘陵に虫
取りを慣行。スズメバチに遭遇し少々危険を伴いました。やぶ蚊にも相当刺され、今回も同じことをし
て「デング熱」にでも感染しようものなら、「武蔵野の税理士、49歳にもなって虫取りで「デング熱」に感

染、バカですね～」などと報道され、顧問先が蜘蛛の子を散らすようにいなくなり路頭に迷うことになりかねません。ちなみに「デング熱」に感染すると鼻が高くなる(天狗)ということはなく、語源はスペイン語の「激痛」を意味する言葉に由来する説が有力です(キンチョールのHPより)。

ということで夏休み気分を味わうべく、自由研究もできそうな羽村市動物園に行ってきました。

羽村市動物園は 1978 年(昭和 53 年)5 月 1 日、日本で初めての町営動物園として開園しました。入園料は大人 300 円、子供 50 円です。

キリン、ダチョウ、レッサーパンダ、ニホンザル、ペンギン、フラミンゴ、ロバなど 60 種類程度の動物が飼育されています。動物との距離が近いので動物鑑賞には最適です。

平日、閉園 2 時間前、小雨ということで入園者はまばら。ゆっくり鑑賞することができました。

写真は、動物園入口、ニホンザル、アミメキリン、エミュー、レッサーパンダです。

